

令和2年度 定期監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
健康子ども部鳥取市保健所（保健総務課）			
<p>予算執行に係る事前審査について（支出）</p> <p>予算執行に係る書類の事前審査制度において、行財政改革課及び出納室への事前審査の対象費目となっている委託料及び補助金で、契約始期等から4日～約1カ月経過して支出負担行為伺が出納室に届けられたものが見られた。</p> <p>契約始期等からこのように経過している案件を遡って起案することは、事前審査制度を形骸化する事務処理であり認められない。当該制度の趣旨を尊重し、適切な時期に起案して審査・合議の決裁を受けるよう事務処理を徹底されたい。</p>	<p>今後は、適正に処理を行うよう周知徹底しました。</p>	R3. 4. 30	
健康子ども部鳥取市保健所（健康・子育て推進課（健診推進室含む）、鳥取東保健センター）			
<p>予算執行に係る事前審査について（支出）</p> <p>予算執行に係る書類の事前審査において委託料、補助金は出納室及び行財政改革課への事前審査・合議の対象費目と規定されている。支出負担行為伺が委託契約締結または補助事業施行後1カ月以上経過して出納室に届けられたものが見られた。当該制度の趣旨を尊重し、適切な時期に起案して審査・合議の決裁を受けるよう事務処理を徹底されたい。</p>	<p>事前審査制度の主旨を踏まえ、契約締結日前に起案し、審査・合議の決裁を受けるよう徹底します。</p>	R3. 4. 30	
健康子ども部鳥取市保健所（生活安全課）			
<p>予算執行に係る事前審査について（支出）</p> <p>予算執行に係る書類の事前審査制度において、委託料のうち、予定総額10万円以上の単価契約によるものは、出納室・行財政改革課への事前審査・合議の対象費目と規定されているが、鳥取市動物愛護センター機能運營業務(変動額分)契約締結の伺いが事前審査・合議に付されていなかった。</p> <p>当該制度の趣旨を尊重し、審査・合議の決裁を受けるよう事務処理を徹底されたい。</p>	<p>事前審査制度の趣旨を確認・徹底するよう課内での意識喚起を図りました。今後の事務処理においては適正な事務処理を徹底します。</p>	R3. 4. 30	

令和2年度 定期監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
健康こども部（こども家庭課、こども家庭相談センター）			
<p>減免処理について（その他） 鳥取市母子生活支援施設使用許可にかかる使用料の減免処理（30年度）において次の適切さを欠く処理等があった。 減免は特定の者に対して便益を図るものであり、その根拠を明確に示すことによりいつでも市民への説明責任を果たせるよう留意されたい。</p> <p>①申請者書面の記載どおり75%減免としているが、決裁に当たり減免根拠（適用号数5号（市の事務の執行上、市長が特に必要と認めたとき）のみ記述）及び減免率適用根拠が示されていないこと。 ②減免申請書が提出されていたにもかかわらず、許可申請書に添付するのみで減免について回答処理をしていなかったこと。 ③①、②に関連し、事務決裁規程では歳入金の減免決定は基準の無い場合は部長決裁とされているにもかかわらず、課長決裁によっていたこと。</p> <p>なお、本件は平成29年度に実施した定期監査において注意事項としたものであり、事務改善した旨の措置報告も提出されているが改善されていなかった。監査における指摘を真摯に受け止め、事務改善を厳に徹底されたい。</p>	<p>①減免の決裁に当たり、減免根拠適用号数（5号市の事務の執行上、市長が特に必要と認めたとき）及び減免率適用根拠を記載しました。 ②減免申請書に対して回答処理行いました。 ③減免決定は部長決裁により行いました。</p>	R3. 4. 30	